

わたしは **第27話** SNSによるコミュニケーションを利用した高額な投資ソフトの販売 **ダマサレナイ!!**

●監修
渡邊 千穂
(わたなべ・ちほ)
国民生活センター/
消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。

SNSとは…



登録した者同士が
交流できるインターネット上の
サービス
同じ趣味や出身校などの
つながりを通じて
コミュニケーションがとれる

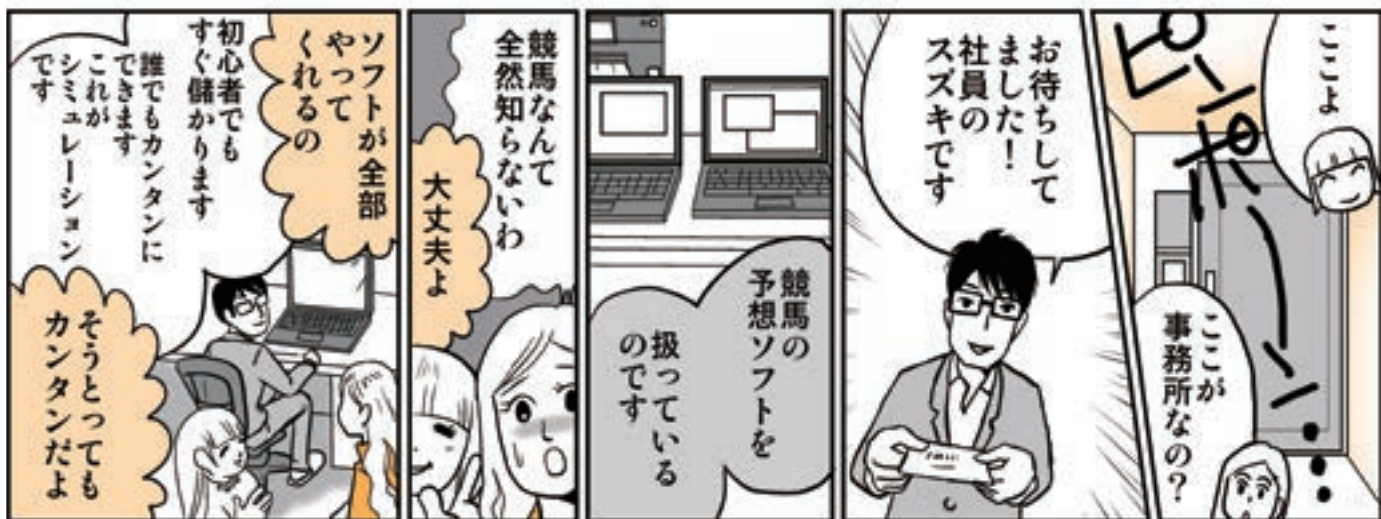


ポイント2
趣味の話題から胡散臭い儲け話に!?
SNSのコミュニティなどで、メールや写真、情報のやりとりをして親しくなった友だちから、ある日「会って話さない?」とメールが送られてきます。被害者は、同じ趣味で気の合う友だちが増えると思って喜んで会いに行きます。
インターネット上で何度もやり取りをして親しい友人のように錯覚しがちですが、相手のことはほとんど知りません。

ポイント1
仲間を装い甘い誘いが始まる
SNS上でつながっている人々は、実際に会ったことがある人とは限りません。例えば自分が好きなアイドルのカテゴリに登録している人同士が、SNSを通じて友人関係になり、実際に会って交友を深めるということも決して少なくありません。
今回は業者が、こうしたSNSの仕組みを悪用し、あたかも「同好の士」であるかのように装って被害者に近づいています。

SNSとはSocial Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用して、登録した利用者同士が交流できるインターネット上のサービスです。TwitterやLINE、Facebookなどが代表的なもので、友人や趣味仲間などのコミュニケーションだけでなく、友だちの友だちなど人の輪を広げていく機能もあり、若者から高齢者まで広く浸透しています。最近このサービスを悪用し、高額な投資用パソコンソフトなどを売りつけられる被害が増えています。

SNSのつながりを悪用し、高額なパソコンソフトを売りつける被害が増加



実際に会いに行くと、もう一人別の友だちも一緒に、趣味の話題から次第にお金の話になり、儲け話が持ち出されます。毎月の給料から趣味に回すお金が限られていて思うように楽しめない現実に不満を持っている気持ちにつけこまれ、その友だちから「趣味に使うお金を捻出するためには投資が最適で、あるパソコンソフトを使えば必ず儲かる」と説明されます。そして投資といっても安心、安全で誰にでもできるリスクの無いものだと言われ熱心に話すので、「話を聞くだけなら...」と思うようになり、一緒にそのソフトの体験ができる説明会に行くこととなります。

ポイント3 銀行でローンを組ませて売りつける

被害者が連れて行かれたのはとても説明会場とは思えないマンションの一室で、社名の表示もなく、机といすとパソコンが数台置かれていただけの部屋です。部屋にいた説明員からパソコンソフトの説明を受け、そこで初めて競馬予想ソフトというのを知ります。「競馬やパソコンに詳しくなくてもソフトをインストールするだけなので簡単」「競馬の予想はソフトが自動でやってくれるので安心」と言われ、儲かるというシミュレーションも見せられます。「お友だちも未経験だったが利益を出している、絶対儲かる」といった説明が続く、帰りづらくなってきました。さらに、そのソフトが高額なことがわかって断ろうとしても、説明員から「銀行で申し込みれば留学資金や旅行資金といった名目で貸してくれますよ」と言われ、さらに儲けからローンはすぐに返済できると聞かされ断りきれなくなってしまう。

ポイント4 サポートもなくローンだけが残る

ソフトは、設定がいまいかばんでサポートもないため、使いこなせません。儲からな



この物語はフィクションです

いのに、毎月ソフトのローンを支払わなくてはなりません。いつの間にかSNSで出会った友だちとも連絡が取れなくなっていました。不安になって解約をしようと販売業者に連絡を取りますが「使い方が悪い、今さら解約はできない」と突っぱねられてしまいます。そのうえ、業者と連絡が取れなくなることもあり、結局、高額な借金だけが残ってしまうのです。

★今回ご紹介した事例で被害者が連れて行かれた部屋は店舗と呼べるような場所ではなく、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があります。訪問販売の場合は契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフをすることができると法律で定められています。

また「リスクが無い」など、事実と違う説明を受けて契約した場合や、「絶対儲かる」などの断定的な判断の提供を受けて契約した場合にも消費者契約法で契約を取り消すことができる場合があります。

とはいえ、いったん支払ったお金を取り戻すのは容易ではありません。

SNSは利便性が高い反面、実名でなくとも登録できるものや、情報の公開範囲設定に無関心でいると、知らないうちに自分の個人情報情報が広がってしまつこともあり利用には注意が必要です。また、悪質な勧誘ツールとして利用されている場合もあります。「親しくなったから断れない」と誘われるままに契約してはいけません。契約にあたっては慎重に、少しでも不審な点があれば、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

【詳しい情報や相談】

●相談は全国の消費生活センターへ

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

●国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-201740424_1.pdf